



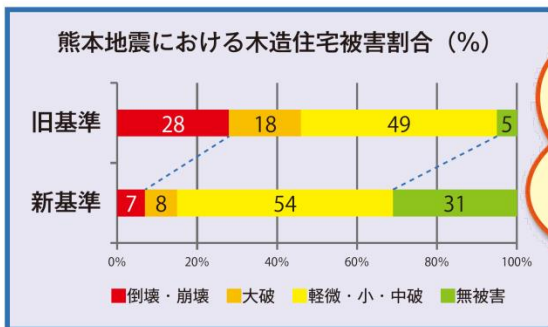
？ あなたの住まいは大丈夫？

大丈夫！

？



昭和56年6月に建築基準法の構造規定が強化されました。  
昭和56年5月以前に旧基準で着工された建物の中には地震で倒壊する危険性が高いものがあります。



新基準 (昭和56年6月以降に着工) と比べ  
旧基準 (昭和56年5月以前に着工) の建物は

倒壊・崩壊率  
約4倍!

※熊本地震における被害

出典：熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会報告書 (H28. 国土技術政策総合研究所)

耐震診断・耐震改修で  
安心な住まいに



茨城県

耐震診断・補強設計・耐震改修をする場合、補助金が活用できる場合があります。詳しくは裏面へ⇒



## Step1 耐震診断

まずは耐震診断をして、地震に対する強さを調べましょう。専門家に依頼し、図面や建物の状況から、建物の強さを診断します。（天井裏の調査を行う場合があります。）

県では耐震診断を行う「木造住宅耐震診断士」を養成しています。



耐震性がないと  
判定されたら・・・

## Step2 補強設計

耐震診断の結果、改修が必要となった場合は補強設計を行い補強方法を決定します。補強設計にあたって壁等をはがす場合もあります。

## Step3 耐震改修

補強方法が決まったら実際に耐震改修を行います。住まいながらの工事も可能な場合があります。

（例）筋交い・合板による壁の補強  
金物による柱梁接合部の補強

## 補助制度を活用しましょう

- ✓お住まいの市町村によっては耐震診断、補強設計、耐震改修の費用補助を受けることが出来る場合があります。
- ✓補助の対象は昭和56年5月以前に着工した木造住宅です。

### ●木造住宅耐震診断補助 ・耐震診断士派遣事業

補助制度を活用すると自己負担額数千円程で診断が受けられます。

### ●木造住宅補強設計・耐震改修補助事業

設計・工事費用の一部を補助します。

- ◆補助制度の有無や内容は市町村によって異なります。市町村の窓口は県のホームページでご確認いただくか、下記連絡先までお問い合わせ下さい。



◀◀耐震改修事例  
・既存の壁に筋交い  
を入れて補強



茨城県マスコットキャラクター  
ハッスル黄門

## 地震に強い、安心・安全な住まいへ！

- ✓耐震改修をすると、補助とは別に所得税・固定資産税の軽減が受けられる場合があります。詳しくは国税庁のHPをご覧ください。最寄りの税務署・市町村税務関係課にお問い合わせ下さい。
- ✓県のHPでは、県が認定した木造住宅耐震診断士の名簿や、補助事業を実施している市町村のリストを公開しています。



茨城県 耐震

検索

→耐震診断・改修に関する情報提供/茨城県



茨城県土木部都市局建築指導課  
〒310-8555 水戸市笠原町978-6  
TEL：029-301-4716  
FAX：029-301-4739